民訴予備令８－３４　肢ア

第１．肢の結論

誤り

第２．一部請求と相殺における既判力の範囲

１．問題の所在

Ｘは，Ｙに対し，甲債権１０００万円をうち，７００万円について，一部請求であることを明示して消費貸借契約に基づく貸金返還請求を行った。一方Ｙは，乙債権７００万円を有するとして，自働債権とする相殺の抗弁を主張した。

裁判所は，甲債権１０００万円，乙債権７００万円と認定したうえで，相殺により対等額で消滅し，甲債権３００万円であるとして，３００万円の支払いの限度で認容し，その余の請求を棄却し，判決が確定した。甲債権に関して，どの範囲で既判力が生じるか客観的範囲（１１４条１項）が問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

甲債権については，３００万円が存在，４００万円について不存在で既判力が生じる。７００万円について既判力を生じるとしたうえで，肢は誤り。なお，乙債権については７００万円の不存在について既判力が生じる（１１４条２項)。

（２）理由

ア．一部請求と訴訟物の範囲

一部請求の場合は，明示した場合に有効で，訴訟物として審判の対象となるのは，明示部分のみである。理由は以下の通りである。

処分権主義により，訴訟物の範囲との特定は当事者の権能である。したがって，範囲しては請求者の意思で可能である。また，明示されていれば，相手方は，必要応じて反訴（１４６条)提起できるからである。したがって，審判対象はＸが明示した７００万円である。

イ．相殺の範囲（外側か内側か）

Ｙは，乙債権７００万円を相殺の抗弁として主張しているが，外側１０００万円を基準に相殺金額を決めるべきである。理由は以下の通りである。

確かに，審判の対象が甲債権７００万円（内側）である以上，訴訟物を基準に相殺を行うべきと思える。しかし，それでは請求者の意思に反し問題である。わざわざ減額したのは，相手方の債権の存在を認めていることが通常である。仮に訴訟物７００万円を基準にすると，別訴提起３００万を要求することとなり，紛争解決を図る上で迂遠である。

訴訟物を対象とするのは，当事者の不意打ち防止，一部請求であっても，実質，全体について審理がなされる。したがって，全体の外側で判断することも，実質的に手続がある以上，許容される。

ウあてはめ

その結果，甲１０００万円，乙７００万円を認定するときは，甲については１０００－７００＝３００万認容すべきである。そして，訴訟物が７００万円なので，７００－３００＝４００万について棄却される。訴訟物になっていない３００万円については，既判力が及ばない。

以上